

# 障害者水泳における知的障害の身体の高多様性

——「競技性」以前の指導現場から——

玉置 佑介

## 1. 「競技性」以前という視点

本稿は、2019年度明星大学全学共通教育委員会公開講座「アスリートと身体—東京オリンピック・パラリンピックのみかた」における報告「障害者水泳における知的障害の身体の高多様性」の一部を要約したものである<sup>1)</sup>。報告者は、重度の知的障害の当事者と健常者たる障害者水泳指導員との関係性がいかにしてつくりあげられるのかという問題関心のもと、都内某所のスイミングスクールにおいて参与観察とインタビュー調査を継続的に実施してきた。その経験にもとづくと、障害者スポーツにおいて「競技性」以前のスポーツ実践やスポーツ経験の現場のリアリティこそが理念的・実践的に重要であることに気づかされてきた経緯がある。本稿は、サブタイトルに付した「競技性」以前の指導現場からという点に限定して、その含意を提示することとした。

すでに障害者スポーツという用語を使用しているが、実際に障害者スポーツという特殊なスポーツがあるわけではない。社団法人日本体育学会(2006)では、「障害者や高齢者、子どもあるいは女性等が参加できるように修正された、あるいは新たに創られた運動やスポーツ、レクリエーション全般を指す言葉」と位置づけられており、その担い手が「障害者」に限定されているのではなく多様なアクターに開かれている。また、「何ができないか」ではなく、「何ができるか」という積極的な視点のもと、実際にスポーツに使用される用具やルールを「障害」の程度や実態に合わせて工夫しながら実施されているスポーツを「障害者のスポーツ」と「の」を強調して呼称する立場も存在する(高橋 2004: 2-4)。

このスポーツに使用される用具やルールを「障害」の程度や実態に合わせるということに焦点をあててみると、上記の「障害者のスポーツ」がアダプテッド・スポーツと呼ばれることの含意がみえてくる。そのアダプテッド・スポーツの理念<sup>2)</sup>には、個人的成長への注目という視点があり、競技者が参加する競技種目において勝利することが最大の目標ではなく、そのことを目標にしつつも、技術的にも人間的にも成長していくことが重要であるという含意がある(藤田 2008: 25-31)。

しかしながら、東京都と公益社団法人「東京都障害者スポーツ協会」は「東京都パラスポーツ次世代選手発掘プログラム」を展開し、積極的かつ継続的に国際大会等で活躍するパラアスリートを輩出するため、障害者スポーツの次世代を担う選手の発掘を目的とした取り組みを本格的に始動さ

せている<sup>3)</sup>。こうした動きは、広く障害者が担うスポーツ実践の領域において、「競技性」を重視したアスリート中心のリアリティが析出されていく傾向を助長するものとして位置づけられよう。

ただし、障害者が担うスポーツ実践は、「競技性」を重視したスポーツに限定されるものではない。「競技性」以前の領域として、「運動療育」の要素を併せ持ったスポーツ実践が存在するだけでなく、非アスリートによる「余暇」や「生涯スポーツ」といった経験的領域も存在する。したがって、上記の傾向は、こうした非アスリートによる「競技性」以前の障害者スポーツの経験や実践のリアリティを等閑視することになり、「競技性」以前のスポーツ実践の豊かさをとらえそこなう可能性に開かれてしまう。

以上の問題関心のもと、次節では、本節で検討した「競技性」以前のスポーツ実践のリアリティが等閑視される事態を社会的機会からの排除や社会的障壁という視点で把握しうる障害学の主張を確認していくこととしたい。

## 2. 障害学の主張と「競技性」以前のスポーツ実践

障害学を理論的にも実践的に牽引してきたマイケル・オリバーは障害者を取り巻く社会状況の問題点を次のように指摘している。

問題の原因は、いかなる種類のものであれ個人的制約ではなく、適切なサービスを提供せず、社会構造の中で障害者の「ニーズ」が十分に考慮されるように保障しない社会の失敗なのである」(Oliver 1996 : 32)

この「社会の失敗」という視点の含意は、障害者を取り巻く問題が障害者の経験する社会的不利益(ディスアビリティ)であると位置づけられ、その原因が社会にあることを強調し、治療やリハビリテーションによる克服を個人(インペアメント[機能上の特質])に帰責した「個人モデル」や「医学モデル」へのアンチテーゼの意味をもつ点であろう。このまなざしは、アスリートによる「競技性」を重視し、非アスリートによる「競技性」以前のスポーツ実践を等閑視する傾向にも同様に向けられることになる。いわば、障害学の視点からは「運動療育」の要素を併せ持ったスポーツ実践の存在や非アスリートによる「余暇」や「生涯スポーツ」の機会が奪われる傾向や、そうした当事者の「スポーツ・ニーズ」を保障しない「社会の失敗」を指摘することが可能になる。

とくに、重度の知的障害の当事者たちにたいする障害者水泳の指導場面において、アダプテッド・スポーツの理念がいかんして実践されていくかは、すべからく指導者と当事者との相互行為においてなされるのであり、その営みが社会的不利益や社会的障壁となるか否かは指導側のコミュニケーション能力にかかっている。いいかえれば、指導者が障害者水泳を当事者と共にアダプテッド・スポーツにしていくプロセスへの視点が必要になってくるのにもかかわらず、「競技性」を重視したアスリート中心の障害者スポーツのリアリティが優先的に析出されていく傾向の助長は、そうした草の根のスポーツ実践に従事する当事者だけでなく、その「関係者」(指導員や当事者家族)たちにも影響を与えることになる。

なぜなら、「知的障害者の決定をめぐる状況を検討した場合、彼らはインペアメントへの社会的偏見ゆえに、自信を喪失し様々な決定を諦めるかもしれない。この場合、社会的偏見というディスアビリティの解消が求められる。ただし知的障害者は、知的能力の限界ゆえに自らの力のみで物事を決定し責任を負うことが困難になる場合が想像される。この点で、ディスアビリティの解消の視点のみでは限界があり、この視点によっても解消され得ないインペアメント経験に配慮する視点も重要になる」(鈴木 2010: 61) と考えられるからである。また、このことは「『当事者の声』の手前にあるものに丁寧に向き合おうとすること… (中略) …さらには、『当事者の声』という形を取るリアリティがある一方で、そうした形を取りえない、あるいは未だ取っていないリアリティ」(星加 2012: 26) としての「競技性」以前のスポーツ実践へ注視することにもつながるだろう。

### 3. 「競技性」の重視と「競技性」以前への配慮の包摂に向けて

以上の視点のもと、本稿は、「関係者」が「知的障害児(者)」たちと共に障害者水泳をアダプテッド・スポーツにしていくプロセスの重要性や非アスリートによるスポーツ実践をとらえていく重要性を指摘してきた。しかしながら、次のようなアダプテッド・スポーツにたいする懸念にも配慮していく必要もあると考えられる。

現在の障害者スポーツ研究において、その実践的・理論的な可能性を示し得ているのはアダプテッド・スポーツである。だが、「アダプテッド・フィジカル・アクティビティ」から出発し、わが国において独自の概念化が施されたアダプテッド・スポーツは、他者との競争や勝敗から遠く離れすぎてしまったように思える。むしろ、アダプテッド・スポーツの概念に有効性がないと断じているわけではない。日本におけるアダプテッド・スポーツとは、単に「障害者用にルールを変えたスポーツ」になりすぎてしまった。(渡 2012: 320)

これは渡が車椅子バスケットボールの選手たちへのインタビュー調査をもとに提示した視点であり、下肢のみの障害を有する車椅子バスケットボールの選手たちによるツインバスケット競技にたいする葛藤から見いだされたものである。ツインバスケットとは、上肢にも障害を有する四肢麻痺の障害者によって実践されるバスケットボールのことであり、通常のゴールとフリースローサークルの中央に置いたゴール(1.2mの高さ)の2つを使用することからこの名称が与えられているものである。このツインバスケットにたいして、おもに「競技性」の視点から、通常の子車椅子バスケットボールの選手たちが「障害者用にルールを変えたスポーツ」になりすぎてしまった事例として位置づけられている。

今後は、上記においても指摘されているように、障害種別ごとのスポーツ経験の差異を考慮に入れ、「競技性」を重視する立場と「競技性」以前を重視する立場の両者を包摂していく視点を考究していくことが必要になってくると考えられる。いわば、障害者スポーツをめぐるスポーツ実践やスポーツ経験への「配慮の平等」はいかにして可能かを問うことの実践的な意義を検討していくことが今後の課題である。

## 注

- 1) 本タイトルにある知的障害の身体の多様性については、玉置（2007）を参照のこと。
- 2) アダプテッド・スポーツとは、①障害者スポーツという特殊なスポーツが存在しているわけではなく、②その担い手は「障害者」に限定されるわけではないこと、そして、③用具やルールを「障害」の実態に合わせていくスポーツ実践が障害者スポーツである。また、学齢や成長にともなう身長の違いを考慮して中学期と高校期のバスケットボールのゴールやバレーボールのネットの高さを変えていくことと同等の措置が講じられたスポーツもそれに含まれる。なお、こうしたアダプテッド・スポーツには5つの基本理念が想定されている。それこそ、(1)アダプテッド・フィジカル・アクティビティ (Adapted Physical Activity)、(2) 人間第一主義 (People First)、(3) 統合 (Inclusion)、(4) 個人的成長への注目、(5) エンパワメントの5つである。
- 3) <https://www.para-athlete.tokyo/html/jigyuu/index.html> (2019年12月16日閲覧確認)を参照のこと。なお、本事業の後援は公益財団法人「日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会」であることも付記しておく。

## 参考文献

- 藤田紀昭, 2008, 『障害者スポーツの世界 アダプテッド・スポーツとは何か』角川学芸出版
- 星加良司, 2012, 「当事者をめぐる揺らぎー『当事者主権』を再考する」『支援』Vol.2:10-28
- Oliver, M., 1990, *The Politics of Disablement*, Macmillan.
- 社団法人日本体育学会, 2006, 『最新スポーツ科学事典』平凡社
- 鈴木良, 2010, 『知的障害者の地域移行と地域生活 自己と相互作用秩序の障害学』現代書館
- 高橋明, 2004, 『障害者とスポーツ』岩波新書
- 玉置佑介, 2007, 「知的障害の身体をめぐる認識と社会関係」『年報社会学論集』第20号, 84-95
- 渡正, 2012, 『障害者スポーツの臨界点 車椅子バスケットボールの日常的実践から』新評論